



人 事 委 員 会 年 報

令和 6 年度

福岡県人事委員会

目 次

1 人事委員会	
(1) 人事委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
①開催回数	1
②議事内容	2
(3) 例規の制定改廃状況	10
①規則	10
②訓令	12
③通知	13
(4) 条例案に対する意見の提出	15
2 人事委員会事務局	
(1) 組織	16
(2) 事務分掌	16
3 任用関係業務	
(1) 採用試験	17
①実施日程	17
②受験資格	18
③試験方法	20
④実施結果	21
⑤採用候補者名簿からの選択結果	23
(2) 採用選考	24
(3) 昇任選考	26
(4) 臨時的任用の承認	27
(5) 任期付職員の採用の承認	27
(6) 定年制度	27
4 給与関係業務	
(1) 給与に関する報告及び勧告	29
①県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査	29
②職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)	29
③人事統計報告	33
(2) 初任給、昇格、昇給関係承認状況	33
5 労働基準監督関係業務	
(1) 事業場の区分	34
①人事委員会が職権を行使する事業場一覧	34
②福岡労働局が職権を行使する事業場一覧	36
(2) 労働基準監督機関の職権行使	37
(3) 事業場調査	37
6 服務、勤務時間関係業務	
(1) 職務専念義務の免除	38
(2) 勤務時間関係	38
(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正	38
7 公平審査関係業務	
(1) 勤務条件に関する措置の要求関係	39
措置要求の処理状況	39
(2) 不利益処分についての審査請求関係	39
①審査請求の処理状況	39
②令和6年度審理の開催状況	39
③令和6年度審査の結果	39
(3) 苦情相談関係	40
①任命権者別	40
②相談内容	40
(4) 公平委員会事務受託関係	40
8 職員団体関係業務	
(1) 管理職員等の範囲の指定	41
(2) 職員団体の登録等	44

1 人事委員会

(1)人事委員

職	氏 名	就任年月日	任期満了期日	前 職 等
委員長	馬場 貞仁	令和4. 3. 25 〔委員長就任 令和6.10.29〕	令和7.12.23	(元)トヨタ自動車九州株式会社 代表取締役副社長
委 員	境 正義	令和5. 8. 1	令和9. 7.31	(元)福岡県環境部長
委 員	白石 史子	令和6. 10. 17	令和10. 10.16	(元)札幌高等裁判所長官

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(2)人事委員会の開催状況

①開催回数

	開 催 回 数			議 事 事 項 数				
	定例会	臨時会	計	議案	協議事項	報告事項	その他の事項	計
令和 6 年 4 月	2		2	7		1	1	9
5 月	3		3	2	2	1	2	7
6 月	3		3	6		1	2	9
7 月	3		3	2	2	2	1	7
8 月	3		3	3	3	1	5	12
9 月	3		3	3	3	1	2	9
10 月	3		3	10			3	13
11 月	3		3	6	2		6	14
12 月	3		3	10			2	12
令和 7 年 1 月	3		3	11	7		7	25
2 月	3		3	14	1		1	16
3 月	3		3	17	7	2	6	32
計	35	0	35	91	27	9	38	165

②議事内容

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 1 回定例会 (6.4.9)	【報告事項】 ※ 事務局職員の発令について
第 2 回定例会 (6.4.18)	【議案】 1 一般任期付職員の採用について 2 令和6年度福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者)試験の施行決定について 3 令和6年度福岡県職員採用選考試験(前期)及び労務職員採用選考試験の実施決定について 4 選考職の承認及び就職氷河期世代を対象とする採用選考試験の実施決定について 5 民間企業等職務経験者採用試験の合格基準、合格決定方法及び順位の 一部改正について 6 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に 基づく職の指定について 7 解雇予告除外認定について 【その他の事項】 ※ 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について
第 3 回定例会 (6.5.7)	【議案】 8 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に 基づく職の指定について 【報告事項】 ※ 訴訟について(令和5年(行ウ)第36号事案) 【その他の事項】 ※ 地公労会見(令和6年春)について
第 4 回定例会 (6.5.16)	【議案】 9 選考職の承認について 【その他の事項】 ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会 からの要請書について
第 5 回定例会 (6.5.28)	【協議事項】 ※ 条例に対する意見について(事前説明) ※ 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部改正に ついて
第 6 回定例会 (6.6.6)	【議案】 10 議会に提出される条例案に対する意見について 11 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部改正に ついて 【報告事項】 ※ 訴訟について(令和5年(行ウ)第36号事案)

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 7 回定例会 (6.6.20)	【議案】 12 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について 【その他の事項】 ※ 令和6年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)及び警察官B(早期採用男性・女性)採用第1次試験の状況について ※ 職員の懲戒処分について
第 8 回定例会 (6.6.25)	【議案】 13 第196回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の第1次試験合格者の決定について 14 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 15 解雇予告除外認定について
第 9 回定例会 (6.7.1)	【議案】 16 令和6年度福岡県職員採用選考試験(前期)の第1次試験合格者の決定について
第 10 回定例会 (6.7.16)	【議案】 17 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 令和6年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第1回協議) 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 11 回定例会 (6.7.25)	【協議事項】 ※ 令和6年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第2回協議) 【報告事項】 ※ 採用選考について
第 12 回定例会 (6.8.6)	【議案】 18 第196回福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類農業)試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 19 選考職の承認及び障がい者を対象とする採用選考試験の実施決定について 【協議事項】 ※ 令和6年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第3回協議) 【報告事項】 ※ 採用選考について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 13 回定例会 (6.8.20)	【議案】 20 令和6年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の決定について 【協議事項】 ※ 令和6年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第4回協議) 【その他事項】 ※ 令和6年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)及び警察官B(早期採用男性・女性)採用試験の実施状況について ※ 令和6年人事院報告・勧告について ※ 令和6年職種別民間給与実態調査の実施結果について ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について
第 14 回定例会 (6.8.27)	【協議事項】 ※ 令和6年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第5回協議) 【その他の事項】 職員の分限処分について
第 15 回定例会 (6.9.5)	【議案】 21 選考職の承認及び職務経験者採用選考試験の実施決定について 22 令和6年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施決定について 【協議事項】 ※ 令和6年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第6回協議)
第 16 回定例会 (6.9.17)	【議案】 23 昇任選考について 【協議事項】 ※ 令和6年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第7回協議) 【報告事項】 ※ 訴訟について(令和5年(行ウ)第36号事案) 【その他の事項】 ※ 令和7年度以降の職員採用試験の見直しについて
第 17 回定例会 (6.9.25)	【協議事項】 ※ 令和6年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第8回協議) 【その他の事項】 ※ 学芸員採用選考試験の委任について
第 18 回定例会 (6.10.2)	【議案】 24 第197回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の第1次試験合格者の決定について 25 令和6年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施決定について 26 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 19 回定例会 (6.10.8)	【議案】 27 第198回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の第1次試験合格者の決定について 28 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 29 福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について 30 知事に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の制定について 31 措置要求判定取消請求事件(控訴審)の応訴について 【その他の事項】 ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について
第 20 回定例会 (6.10.29)	【議案】 32 労務職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 33 解雇予告除外認定について 【その他の事項】 ※ 令和6年県職員給与等実態調査における対象職員集計誤りによる令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告の訂正について ※ 福岡県民運動実行委員会からの要望について
第 21 回定例会 (6.11.8)	【議案】 34 第198回福岡県職員採用試験(Ⅲ類)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 35 採用選考について 36 解雇予告除外認定について 【協議事項】 ※ 令和7年度に実施する新たな採用試験の試験内容について 【その他の事項】 ※ 令和6年度警察官採用試験(第2回)の状況について ※ 福岡県民運動実行委員会からの要望に係る意見交換における回答案について ※ 各都道府県・政令市等の令和6年人事委員会報告・勧告の状況
第 22 回定例会 (6.11.15)	【議案】 37 令和6年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について
第 23 回定例会 (6.11.22)	【議案】 38 第198回福岡県職員採用試験(Ⅱ類)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 39 令和6年度福岡県職員採用選考試験(後期)の第1次試験合格者の決定について 【協議事項】 ※ 令和7年度職員採用試験の見直しに伴う合格基準の制定について 【その他の事項】 ※ 令和6年度12月補正予算案について ※ 職員の懲戒処分について ※ 控訴状について(令和4年(措)第1号事案関連)

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 24 回定例会 (6.12.3)	【議案】 40 労務職員採用選考試験の最終合格者の決定について 41 議会に提出された条例案に対する意見について 【その他の事項】 ※ 福岡県民運動実行委員会からの要望に係る意見交換について
第 25 回定例会 (6.12.13)	【議案】 42 第197回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 43 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 44 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 45 職員採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について
第 26 回定例会 (6.12.24)	【議案】 46 令和6年度福岡県職員採用選考試験(後期)の最終合格者の決定について 47 令和6年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 48 令和7年度福岡県職員採用Ⅰ類試験の施行決定について 49 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか2規則の制定について 【その他の事項】 ※ 勤務条件に関する措置要求について
第 27 回定例会 (7.1.16)	【議案】 50 一般任期付職員の採用について 51 警察官A・B(男性・女性)採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 52 福岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について 53 解雇予告除外認定について 54 勤務条件に関する措置要求の受理について 【その他の事項】 ※ 令和6年度警察官A(第2回男性・女性・武道指導)、警察官B(男性・女性)及び警察官C採用試験の実施状況について ※ 平成29年(審)第3号事案について ※ 職員の懲戒処分について
第 28 回定例会 (7.1.23)	【議案】 55 福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について 56 採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の一部改正について 【協議事項】 ※ 警察官採用試験における社会人経験者採用試験の創設について ※ 「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」ほか2条例案に係る意見について(第1回事前協議) 【その他の事項】 ※ 訴訟について(令和6年(行コ)第42号事案) ※ 令和6年度労働基準法等の施行状況について ※ 職員苦情相談について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 29 回定例会 (7.1.30)	【議案】 57 令和7年度福岡県職員採用(Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者)試験の施行決定について 58 令和7年度福岡県職員採用選考試験(前期)及び労務職員採用選考試験の実施決定について 59 獣医師の職の採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の制定について 60 教養試験を実施する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 【協議事項】 ※ 「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案」に係る意見について(事前協議) ※ 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について(事前協議) ※ 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」ほか1条例案に係る意見について(事前協議) ※ 「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」ほか2条例案に係る意見について(第2回事前協議) ※ 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部改正について(事前協議) 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 30 回定例会 (7.2.6)	【議案】 61 採用選考について 62 昇任選考について 63 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 64 福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について 65 警察官社会人経験者A・B採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の制定について 66 議会に提出された条例案に対する意見について 67 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 68 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則の制定について 69 平成29年(審)第3号事案の審理再開について 70 審査事務の委任について
第 31 回定例会 (7.2.13)	【議案】 71 令和7年度福岡県警察官採用試験の施行決定について 72 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 32 回定例会 (7.2.27)	【議案】 73 選考職の承認について 74 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 適性検査の見直しについて 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 33 回定例会 (7.3.11)	【議案】 75 特定任期付職員の採用について 76 一般任期付職員の採用について 【協議事項】 ※ 職員採用試験の第1次試験合格者数の算定の見直しについて ※ 適性検査の見直しに伴う合格基準の見直しについて ※ 給与制度のアップデートに係る人事委員会規則の一部改正について(事前協議) ※ 「福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則」の一部改正について(事前協議) 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 人事委員会における令和6年度の課題の取組状況及び令和7年度の課題について ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について ※ 訴訟について(令和6年(行コ)第42号事案) ※ 職員の懲戒処分について
第 34 回定例会 (7.3.19)	【議案】 77 令和7年度福岡県職員採用選考試験(前期)の実施決定について 78 採用選考について 79 昇任選考について 80 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 81 宿日直勤務の許可について 82 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか6規則の制定について 83 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 84 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について 【協議事項】 ※ 人事委員会における令和6年度の課題の取組状況及び令和7年度の課題について ※ 組織改正等に伴う給与関係規則の一部改正について ※ 勤務条件に関する措置要求について 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 訴訟について(令和6年(行コ)第42号事案)

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 35 回定例会 (7.3.27)	【議案】 85 職員採用試験の第1次試験合格者数の算定についての一部改正について及び令和7年度職員採用Ⅰ類(大学卒業程度)春季試験の第1次試験合格者数の算定の制定について 86 職員採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 87 民間企業等職務経験者採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 88 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 89 勤務条件に関する措置要求の受理について 90 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について 91 事務局職員の発令について 【その他の事項】 ※ 訴訟について(令和6年(行コ)第42号事件)

(3) 例規の制定改廃状況

① 規則

規則 番号	規 則 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R6年 11	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う救難救助作業に係る手当の支給要件等の改正	R6. 6. 28公布 (R6. 1. 1適用)
12	公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	受託町の組織改正に伴う規定の整備	R6. 6. 28公布 (R6. 7. 1施行)
13	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	失業者の退職手当支給規則(昭和50年総理府令第14号)の改正に伴う規定の整備	R6. 7. 26公布 (R6. 7. 26施行)
14	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職員採用Ⅰ類試験及び職員採用Ⅰ類試験(早期採用)の試験内容の見直しに伴う規定の整備	R6. 12. 13公布 (R6. 12. 13施行)
15	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	令和6年給与勧告に基づく勤勉手当の改正	R6. 12. 24公布 (R6. 4. 1適用)
16	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年給与勧告に基づく手当額の改正	R6. 12. 24公布 (R6. 4. 1適用)
17	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年給与勧告に基づく給料表の改定に伴う手当額の改正	R6. 12. 24公布 (R6. 4. 1適用)
R7年 1	福岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則	聴聞の期日等の周知方法の改正	R7. 1. 28公布 (R7. 1. 28施行)
2	福岡県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則	意見陳述の期日等の周知方法の改正	R7. 1. 28公布 (R7. 1. 28施行)
3	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	警察官社会人経験者A採用試験及び警察官社会人経験者B採用試験の新設に伴う規定の整備	R7. 2. 6公布 (R7. 2. 6施行)
4	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	国の非常勤職員の取扱いに準じた改正及び一部の特別休暇の付与日数や取得可能期間の見直し	R7. 2. 7公布 (R7. 4. 1施行)

5	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改正に伴う規定の整備	R7. 2. 21公布 (R7. 3. 25施行)
6	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備	R7. 2. 25公布 (R7. 4. 1施行)
7	公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の追加に伴う規定の整備	R7. 3. 11公布 (R7. 4. 1施行)
8	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う規定の整備	R7. 3. 21公布 (R7. 4. 1適用) ※一部R8. 4. 1施行
9	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う規定の整備	R7. 3. 21公布 (R7. 4. 1施行)
10	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う特例号給表の昇格時号給対応表の改正	R7. 3. 21公布 (R7. 4. 1施行)
11	平成28年改正条例附則第7条の規定による公安職給料表の経過的特例に関する規則の一部を改正する規則	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う昇格時号給対応表の改正	R7. 3. 21公布 (R7. 4. 1施行)
12	福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正による給料表の改定に伴う手当額の改正	R7. 3. 21公布 (R7. 4. 1施行)
13	福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備	R7. 3. 21公布 (R7. 4. 1施行)
14	外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う規定の整備	R7. 3. 21公布 (R7. 4. 1施行)
15	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	失業者の退職手当支給規則(昭和50年総理府令第14号)の改正に伴う規定の整備	R7. 3. 21公布 (R7. 4. 1施行)
16	公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	受託町の組織改正に伴う規定の整備	R7. 4. 1公布 (R7. 4. 1施行)

17	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正等に伴う規定の整備	R7. 3. 31公布 (R7. 4. 1施行)
18	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正等に伴う規定の整備	R7. 3. 31公布 (R7. 4. 1施行) ※一部R7.4.8施行
19	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴う規定の整備	R7. 3. 31公布 (R7. 4. 1施行)

②訓令

訓令 番号	告 示 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R7年 1	福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正に伴う所要の規定の整備	R7. 3. 21公布 (R7. 4. 1施行)

③通知

任用関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
6人委任 第111号	教育委員会に実施を委任する職員採用選考試験における受験資格の変更について	船員(司ちゅう員)の採用選考試験の受験資格変更に伴う規定の整備	R6. 4. 23 R6. 4. 1適用
6人委任 第384号	教育委員会に実施を委任する職員採用選考試験における受験資格の変更について	農業技術の採用選考試験の受験資格変更に伴う規定の整備	R6. 6. 17 R6. 4. 1適用
6人委任 第959号	福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について	学芸員採用選考試験の実施の委任に伴う規定の整備	R6. 10. 8 R6. 10. 8適用
6人委任 第961号	「福岡県の職員の任用に関する規則等の運用について」の一部改正について	学芸員採用選考試験の実施の委任に伴う規定の整理	R6. 10. 8 R6. 10. 8適用
6人委任 第969号	知事に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の制定について	知事に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の制定	R6. 10. 8 R6. 10. 8適用
6人委任 第1337号	福岡県の職員の任用に関する規則の一部改正について	職員採用Ⅰ類試験及び職員採用Ⅰ類試験(早期採用)の試験内容の見直しに伴う規定の整備	R6. 12. 13 R7. 4. 1適用
6人委任 第1410号	警察官A・B(男性・女性)採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について	警察官採用試験における体力検査の合格基準の見直しに伴う規定の整備	R7. 1. 16 R7. 4. 1適用
6人委任 第1494号	福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について	獣医師の職及び心理判定員の職の採用選考方法の見直しに伴う規定の整備	R7. 1. 23 R7. 1. 23適用
6人委任 第1546号	採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の一部改正について	採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の見直しに伴う規定の整備	R7. 1. 23 R7. 1. 23適用
6人委任 第1585号	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について	警察官社会人経験者A・B採用試験の新設に伴う規定の整備	R7. 2. 6 R7. 2. 6適用
6人委任 第1604号	福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について	福岡県の職員の任用に関する規則の改正等に伴う規定の整備	R7. 2. 6 R7. 2. 6適用
6人委任 第1605号	警察官社会人経験者A・B採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の制定について	警察官社会人経験者A・B採用試験の新設に伴う合格基準、合格者決定方法及び順位の制定	R7. 2. 6 R7. 2. 6適用

給与関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
6人委給 第164号	救難救助作業に関する定めについて	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部改正に伴う規定の整備	R6. 6. 28 R6. 1. 1適用
6人委給 第825号	令和7年改正条例附則第3条及び第4条等の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整について	福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う規定の整備	R7. 3. 28 R7. 4. 1適用
6人委給 第828号	「復職時等における号給の調整の運用について」の一部改正について	福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う規定の整備	R7. 3. 28 R7. 4. 1適用
6人委給 第848号	「福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年福岡県条例第2号)の施行後の退職手当の取扱いについて」の一部改正について	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う規定の整備	R7. 3. 31 R7. 4. 1適用
6人委給 第853号	「県職員給与条例付則第40項等の規定による給料に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う規定の整備	R7. 3. 31 R7. 4. 1適用
6人委給 第871号	「福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う規定の整備	R7. 3. 31 R7. 4. 1適用

服務・勤務時間関係

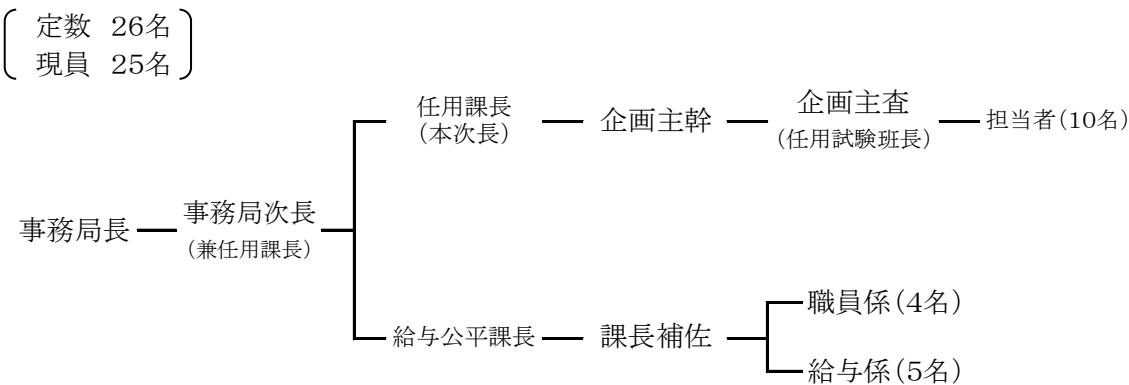
通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
6人委給 第722号	「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について	定年年齢の段階的な引上げに伴う規定の整備	R7. 2. 27 R7. 4. 1適用

(4) 条例案に対する意見の提出

提出 年月日	議 案		意 見
	番号	件 名	
R6.6.6	100	福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R6.12.3	169	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	171	福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	179	福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	180	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R7.2.6	23	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(第1条、第2条、第36条、第37条、附則第4条、第5条、第7条及び第8条に限る。)	同意します。
	24	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(第4条及び第5条を除く。)	同意します。
	25	福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(第2条を除く。)	同意します。
	26	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(第3条を除く。)	同意します。
	35	福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。

2 人事委員会事務局

(1)組織(令和7年4月1日現在)



(2)事務分掌

課、係名等		所 掌 事 務
任用試験課	任用試験班	○委員及び委員会の会議に関する事。 ○職員採用の競争試験に関する事。 ○職員の採用選考に関する事。 ○職員の昇任選考に関する事。 ○職員の定年等に関する事。 ○人事制度の総合的調査研究に関する事。 ○人事行政の運営等の状況の公表に関する事。 ○財務会計に関する事。
給与公平課	職員係	○勤務時間その他の勤務条件に関する事。 ○不利益処分についての審査請求に関する事。 ○勤務条件に関する措置要求に関する事。 ○職員団体等に関する事。 ○労働基準監督機関の職権行使に関する事。
	給与係	○給与制度に関する事。 ○給与勧告に関する事。 ○民間給与の調査に関する事。 ○人事統計報告の作成に関する事。

3 任用関係業務

(1)採用試験

①実施日程

試験の種類		施行 決定日	試験 公告日	受付期間	第1次 試験日		第2次 試験日	名 簿 確定日	
I 類 (Ⅱ類農業を含む)	定期	4月18日	4月18日	5月7日 ～5月17日	6月16日		7月2日 ～7月25日	8月6日	
I 類 (早期採用)	定期	4月18日	4月18日	5月7日 ～5月17日	6月16日		7月2日 ～7月25日	8月6日	
経験者	定期	4月18日	4月18日	7月8日 ～7月19日	8月18日		10月26日 ～11月24日	12月13日	
Ⅱ 類 (Ⅱ類農業を除く)	定期	4月18日	4月18日	8月5日 ～8月16日	9月29日		10月23日 ～11月7日	11月22日	
Ⅲ 類	定期	4月18日	4月18日	8月5日 ～8月16日	9月29日		10月16日 ～11月1日	11月8日	
警察官A (男性)	第1回	定期	2月9日	2月27日	3月21日 ～4月11日	5月12日	5月29日 ～6月5日	6月26日 ～7月9日	8月6日
	第2回	定期	2月9日	2月27日	8月8日 ～8月29日	9月22日	10月8日 ～10月22日	11月12日 ～11月25日	12月25日
警察官A (女性)	第1回	定期	2月9日	2月27日	3月21日 ～4月11日	5月12日	5月29日 ～6月5日	6月26日 ～7月9日	8月6日
	第2回	定期	2月9日	2月27日	8月8日 ～8月29日	9月22日	10月8日 ～10月22日	11月12日 ～11月25日	12月25日
警察官A (武道指導)	第1回	定期	2月9日	2月27日	3月21日 ～4月11日	5月12日		7月 ¹ 日、 7月 ³ 日	8月6日
	第2回	定期	2月9日	2月27日	8月8日 ～8月29日	—		—	—
警察官B (男性)	定期	2月9日	2月27日	8月8日 ～8月29日	9月22日	10月8日 ～10月22日	11月12日 ～11月25日	12月25日	
警察官B (早期採用男性)	定期	2月9日	2月27日	3月21日 ～4月11日	5月12日	5月29日 ～6月5日	6月26日 ～7月9日	8月6日	
警察官B (女性)	定期	2月9日	2月27日	8月8日 ～8月29日	9月22日	10月8日 ～10月22日	11月12日 ～11月25日	12月25日	
警察官B (早期採用女性)	定期	2月9日	2月27日	3月21日 ～4月11日	5月12日	5月29日 ～6月5日	6月26日 ～7月9日	8月6日	
警察官C	定期	2月9日	2月27日	8月8日 ～8月29日	9月22日	10月8日 ～10月22	11月12日 ～11月25日	12月25日	

(参考) 令和7年度採用試験第1次試験実施日

大学卒業程度 (I 類) 春季 4月13日

大学卒業程度 (I 類) 6月15日

民間企業等職務経験者 (行政・行政 DX・教育行政) 8月24日

民間企業等職務経験者(技術職) 7月28日～8月12日
 短大・高校卒業程度(Ⅱ・Ⅲ類) 9月28日
 警察官A(第1回男性・女性・第1回武道指導) 5月11日
 警察官B(早期採用男性・女性) 5月11日
 警察官A(第2回男性・女性・第2回武道指導) 9月21日
 警察官B(男性・女性) 9月21日
 警察官C 9月21日

②受験資格

種類	試験区分	受験資格		
Ⅰ 類	行政、教育行政、警察行政、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	年齢	薬剤師	① 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 ② 平成13年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和7年3月までに卒業する見込みの者
			上記以外	① 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ② 平成15年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和7年3月までに卒業する見込みの者
		資格・免許	児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和7年3月までに資格を取得する見込みの者
			薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和7年5月までに免許を取得する見込みの者
			栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和7年5月までに免許を取得する見込みの者
Ⅰ 類 (早期採用)	行政	① 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ② 平成14年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者		
Ⅱ 類	行政、教育行政、農業	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者		
Ⅲ 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業	平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者(ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く)		
経験者	行政、行政(DX)	昭和38年4月2日以降に生まれた者で、令和6年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者(行政(DX)は、ICTなどのデジタル技術を活用した事業の企画・立案又は情報システムの開発・管理等の職務経験に限る)		
警察官A (男性)		平成6年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を令和7年3月までに卒業見込みの者		

警察官 A (女性)		平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者
警察官 A (武道指導)		次のいずれにも該当する者 ①平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者
警察官 B (男性)		平成 6 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた男性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者を除く）
警察官 B (早期採用男性)		平成 6 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた男性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く）
警察官 B (女性)		平成 6 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた女性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者を除く）
警察官 B (早期採用女性)		平成 6 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた女性（ただし、大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く）
警察官 C	経済 語学（英語） 語学（北京語） 語学（韓国・朝鮮語） 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成 6 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者 ②平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者

③試験方法

種 類	第 1 次 試 験	第 2 次試験
I 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
II 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	
III 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問） （土木、農業土木及び林業のみ）	作 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
経験者	基礎能力試験……択一式 （SPI3）（基礎能力検査のみ） 論文試験	人 物 試 験 受験資格等の調査
警察官A （男性・女性） 警察官B （男性・女性） 警察官B （早期採用男性・女性）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 （警察官A〔男性、女性〕） 作文試験 （警察官B〔男性、女性、早期 採用男性、早期採用女性〕） 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官A （武道指導）	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 実技試験 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官C	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……記述式 論文試験 人物試験、体力検査、身体測定	専 門 試 験 人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査

④実施結果

(定期)

試験の種類・区分		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類	行 政	30	448 (29)	296 (14)	82 (6)	45 (4)	6.6
	行政(早期)	10	77 (2)	53 (1)	30 (1)	13	4.1
	教育行政	24	102 (6)	71 (4)	45 (3)	29 (1)	2.4
	警察行政	9	78 (1)	50	27	11	4.5
	児童福祉	7	13	10	8	7	1.4
	土 木	20	46 (2)	25 (1)	23 (1)	20	1.3
	建 築	13	16 (1)	13	11	6	2.2
	機 械	4	9	7	5	3	2.3
	電 気	6	11 (1)	7	5	3	2.3
	化 学	7	17 (3)	12 (2)	9 (1)	7	1.7
	農 業	30	44 (5)	33 (3)	23 (2)	18 (2)	1.8
	農業土木	6	11	10	10	7	1.4
	林 業	8	10	7	4	4	1.8
	畜 産	7	10 (1)	10 (1)	5	5	2.0
	水 産	6	24 (1)	15	13	7	2.1
	薬 剤 師	8	14 (2)	13 (2)	12 (2)	9 (1)	1.4
	栄 養 士	2	28	19	7	2	9.5
	合 計	197	958 (54)	651 (28)	319 (16)	196 (8)	3.3
II 類	行 政	10	160	74	45	18	4.1
	教育行政	9	36	27	13	9	3.0
	農 業	2	6	6	3	2	3.0
	栄 養 士	—	—	—	—	—	—
	合 計	21	202	107	61	29	3.7
III 類	行 政	45	339	211	110	62	3.4
	教育行政	10	55	45	31	12	3.8
	警察行政	6	69	57	23	8	7.1
	土 木	10	25	18	16	16	1.1
	建 築	—	—	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—	—	—
	電 気	—	—	—	—	—	—
	農業土木	5	11	10	10	8	1.3
	林 業	3	8	7	4	4	1.8
	合 計	79	507	348	194	110	3.2
経 験 者	行 政	38	1,056 (111)	710 (65)	99 (16)	56 (11)	12.7
	行政(DX)	10	84 (7)	69 (6)	30 (1)	11	6.3
	合 計	48	1140 (118)	779 (71)	129 (17)	67 (11)	11.6
総 計		345	2,807 (172)	1,885 (99)	703 (33)	402 (19)	4.7

* ()は、東京会場における数で内数

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
警察官	警A(男性)第1回	57	421	340	230	89	3.8
	警A(男性)第2回	23	240	180	92	37	4.9
	警A(女性)第1回	25	143	115	92	37	3.1
	警A(女性)第2回	10	78	55	38	17	3.2
	警A(武道指導)第1回	4	4	4	4	4	1.0
	警A(武道指導)第2回	2	0	-	-	-	-
	警B(男性)	62	492	409	253	84	4.9
	警B(早期採用男性)	20	270	202	80	35	5.8
	警B(女性)	15	170	140	60	21	6.7
	警B(早期採用女性)	20	107	87	71	33	2.6
	警C	11	28	19	10	5	3.8
	合計	249	1,953	1,551	930	362	4.3

(合計)

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類		197	958	651	319	196	3.3
II 類		21	202	107	61	29	3.7
III 類		79	507	348	194	110	3.2
経験者		48	1,140	779	129	67	11.6
合 計		345	2,807	1,885	703	402	4.7
警察官		249	1,953	1,551	930	362	4.3
総 計		594	4,760	3,436	1,633	764	4.5

(定期・臨時の合計)

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類		197	958	651	319	196	3.3
II 類		21	202	107	61	29	3.7
III 類		79	507	348	194	110	3.2
経験者		48	1,140	779	129	67	11.6
合 計		345	2,807	1,885	703	402	4.7
警察官		249	1,953	1,551	930	362	4.3
総 計		594	4,760	3,436	1,633	764	4.5

⑤採用候補者名簿からの選択結果

(令和7年7月1日現在)

種類	試験区分	採用候補者	採用者	辞退者	残
I 類	行 政	45	34	11	0
	行政(早期)	13	11	2	0
	教育行政	29	21	8	0
	警察行政	11	8	3	0
	児童福祉	7	7	0	0
	土 木	20	16	4	0
	建 築	6	5	1	0
	機 械	3	2	1	0
	電 気	3	2	1	0
	化 学	7	5	2	0
	農 業	18	18	0	0
	農業土木	7	6	1	0
	林 業	4	3	1	0
	畜 産	5	4	1	0
	水 産	7	7	0	0
	薬剤師	9	6	3	0
	栄養士	2	2	0	0
	計	196	157	39	0
II 類	行 政	18	18	0	0
	教育行政	9	9	0	0
	農 業	2	2	0	0
	計	29	29	0	0
III 類	行 政	62	49	13	0
	教育行政	12	11	1	0
	警察行政	8	5	3	0
	土 木	16	12	4	0
	農業土木	8	5	3	0
	林 業	4	4	0	0
	計	110	86	24	0
経 験 者	行 政	56	44	12	0
	行政(DX)	11	8	3	0
	計	67	52	15	0
職員 計		402	324	78	0
警 察 官	警察官A(男性)	126	92	34	0
	警察官A(女性)	54	40	14	0
	警察官A(武道指導)	4	4	0	0
	警察官B(男性)	84	62	22	0
	警察官B(早期採用男性)	35	34	1	0
	警察官B(女性)	21	17	4	0
	警察官B(早期採用女性)	33	31	2	0
	警察官C	5	5	0	0
計		362	285	77	0
総 計		764	609	155	0

(2)採用選考

選考により職員を採用できる職は、福岡県の職員の任用に関する規則第10条に定められている。

採用選考の方法については、同規則の施行細則第1条に定められ、必要に応じて経歴評定、教養試験、専門試験、論(作)文試験その他の方法によって行われる。

令和6年度中の採用選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任用規則第10条第1項 根拠規定	職	知 事	教 育 委員会	職	警 察 本 部
第1号、第2号 (係長以上の職) (巡査部長相当職以上の職)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	15		警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職	
第4号 (割愛)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	1 2 1 1 2 1		警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	4 2
第5号 (かつて職員であった者)		14	5		6
第6号 (職種変更)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	5 15 18 16 17	9	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	
第7号 (選考職)	医師 学芸員(保存科学) 学芸員(工芸・デザイン) 農業技術	6 1 1	1	情報処理 保健師 少年補導職員 航空従事者 海技従事者 自動車整備士 財務捜査官 研究職員(化学)	2 1 1 2 1 3 2 2
第8号及び第9号 (前各号に掲げるもの以外)		1			1
合 計		116	16		27

なお、人事委員会において試験を実施している公開による採用選考、障がい者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用選考、労務職員採用選考の令和6年度実施状況は、次のとおりである。

〔前期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
看 護 師	3	4	2	2	2	1.0
研 究 職 員	3	14	12	5	3	4.0
獣 医 師	15	13	9	6	5	1.8
心 理 判 定 員	6	19	16	12	6	2.7
児童自立支援専門員	2	7	7	4	3	2.3
保 育 士	7	8	6	2	2	3.0
保 健 師	12	44	36	35	15	2.4
職 業 指 導 員	4	10	10	7	3	3.3
合 計	52	119	98	73	39	2.5

〔後期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
児童福祉	5	20	16	9	5	3.2
心 理 判 定 員	3	3	2	2	2	1.0
研 究 職 員	2	10	8	4	2	4.0
獣 医 師	10	7	4	4	3	1.3
船 員（航 海）	1	3	3	2	1	3.0
船 員（機 関）	1	2	2	2	1	2.0
児童自立支援専門員	2	1	1	0	0	—
保 育 士	7	3	2	2	2	1.0
合 計	31	49	38	25	16	2.4

〔障がい者別枠選考〕

試験区分	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行 政	7	54	40	21	7	5.7
教 育 行 政	2	14	9	7	2	4.5
警 察 行 政	2	8	7	5	1	7.0
合 計	11	76	56	33	10	5.6

〔就職氷河期世代を対象とする採用選考〕

試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行政	5	116	92	15	5	18.4
教育行政	2	41	34	8	2	17.0
警察行政	1	22	19	5	1	19.0
合計	8	179	145	28	8	18.1

〔労務職員採用選考〕

試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
農業技術員	7	97	76	25	8	9.5
林業技術員	1	16	12	5	1	12.0
合計	8	113	88	30	9	9.8

(3)昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施している。

任命権者へ委任したものを除き、令和6年度中の昇任選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区 分		部 長	次 長	課 長	課長補佐	係長以下	合 計
知 事	一般行政職(事務)	8	20	47	84	108	267
	一般行政職(技術)	4	12	43	88	38	185
	海事職						
	医療職						
	特定獣医師職						
	看護師職						
	研究職		1	4	10	7	22
合 計		12	33	94	182	153	474
教 育 委 員 会	一般行政職(事務)	2	4	5	15	13	39
	一般行政職(技術)					1	1
	学校事務			8	20	24	52
	合 計	2	4	13	35	38	92

区 分		警 視	警 部	警部補	巡査部長	合 計
警 察 本 部	一般行政職(事務)	5	9	20	22	56
	一般行政職(技術)			5	4	9
	海事職					
	医療職(三)					
	研究職		2		2	4
	公安職	43				43
合 計		48	11	25	28	112

(4) 臨時的任用の承認

任命権者は、欠員の場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができることとされている(緊急の場合、一時的に業務が増大した場合又は任用期間を更新する場合においては、人事委員会の承認があったものとみなすこととしている(福岡県の職員の任用に関する規則第34条及び第35条))。

令和6年度中に、任命権者の申請に基づき人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任命権者	件数
知 事	59
教育委員会	149
警 察 本 部	
そ の 他	
合 計	208

(5) 任期付職員の採用の承認

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任命権者は任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければならない。令和6年度の承認件数は5件である。

- (注)・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

(6) 定年制度

福岡県職員の定年に関する条例施行規則の規定により、定年に達した職員の勤務延長、管理監督職勤務上限年齢に達した職員の異動の延長及び定年前再任用の状況について、任命権者に報告を義務付けるとともに、勤務延長職員の再延長及び異動期間の延長職員の再延長については人事委員会の承認を得ることとしている。

令和6年度から7年度にかけての勤務延長及び異動期間の延長件数は23件、定年前再任用の件数は57件である。

なお、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できる従前の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用の件数は1,940件である。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
勤務延長	0	0	0	0
異動期間の延長	0	0	0	0
定年前再任用	9	41	7	57
(参考) 暫定再任用	384	1, 468	88	1, 940
更新	276	1, 011	51	1, 338

4 給与関係業務

(1) 給与等に関する報告及び勧告

- ① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査(地方公務員法第8条及び第24条)
職員の給与等に関する報告及び勧告に向けて、職員の給与と民間の給与との精確な比較等を行う必要があるため、「令和6年県職員給与等実態調査」及び「令和6年職種別民間給与実態調査」を行った。

※ 概要については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和6年10月)」参考資料を参照

- ② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)
令和6年10月2日に、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。給与勧告のポイントは以下のとおりである。

【令和6年4月の公民較差に基づく給与改定等】

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ・ 民間給与との較差 10,190 円(2.78%)の解消を図るため、給料月額を引上げ
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引上げ

(ア) 民間給与との較差及び給与改定の内容

a 民間給与との比較

(a) 月例給

民 間	職 員	較 差
376,514 円	366,324 円	10,190 円[2.78%]

(b) 期末・勤勉手当

民 間	職 員	差
4.59 月	4.50 月	0.09 月

b 給与改定の内容(令和6年4月1日から実施)

(a) 月例給

- ・ 公民較差の状況及び人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案して、給料表を改定。若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表を引上げ

(b) 期末・勤勉手当

- ・ 民間の年間支給割合に見合うよう、0.10 月分引上げ
4.50 月分→4.60 月分(引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分)

(イ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)

a 給料表(令和7年4月1日から実施)

人事院勧告において、職務や職責をより重視した俸給体系として示された国家公務員の俸給表の改定に準じ、本県における人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から職員の給料表を改定する。

- b 扶養手当(令和7年度から段階的に実施)
国の見直しに準じて、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額の引上げを行う。
なお、本県の実情を考慮し、所要の経過措置を講ずることが適当である。
- c 地域手当
国や他の都道府県等の動向に留意しつつ、支給割合を県内一律としてきたこれまでの経緯や本県の実情を踏まえ、検討を行っていく必要がある。

(ウ) 意見

a 人材の確保及び育成について

県行政において、より効果的・効率的な業務遂行や質の高い行政サービスの一層の向上が求められる中、職員には、自身の力を最大限発揮し、全体の奉仕者としての強い使命感と揺るぎない高い倫理意識をもって困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

一方で、職員採用の受験者数は減少傾向が続いており、職務経験を持つ職員の増加や個人の仕事に対する価値観の多様化など、職員採用及び職員を取り巻く情勢は大きく変化している。

人材の確保及び育成は、持続可能な組織の礎である。このため、有為な人材から「魅力ある職場」として福岡県庁が選ばれ、職員の成長を後押しすることで、組織パフォーマンスの向上につなげ、ひいては高水準の県民サービスの提供につながる好循環を確実なものにしていくことが必要である。

(a) 有為な人材の確保

本県における職員採用試験の受験者数は10年前の7割程度の水準まで減少しており、人材の確保は危機的な状況にある。

こうした中で、今後も多様な受験者層から高い志を持った有為な人材を確保していくため、福岡県の職員として働くことを希望する人材が受験しやすくなるような取組や採用チャネルの多様化を進める必要がある。

具体的には、選考方法の見直し、早期試験の創設、職務経験者試験の技術分野への拡充といった採用試験の見直しについて、検討・実施していく。

(b) 誰もが活躍できる「魅力ある職場」の実現

・ 人材育成の総合的な取組の推進

福岡県庁が有為な人材から選ばれる「魅力ある職場」となるためには、若年層から高齢層まですべての職員が、向上心を持ち続け、自身の望むキャリアを形成し、生き生きと働けることが重要である。

このためには、すべての職員がやりがいや成長を実感しながら業務に取り組んでいくことができるよう、職種や職層に応じ、計画的に人材育成に取り組んでいく必要がある。

・ 女性の活躍推進

任命権者においては、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

女性の活躍を推進することは誰もが働きやすい社会の実現に寄与するものであり、計

画に基づき、女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

- ・ 人事評価を通じた人材育成の推進

任命権者は、引き続き、評価者である管理職員のスキル向上などに努め、職員の理解と納得感を高めながら、より効果的な人材育成となるよう、今後とも人事評価制度に適切に取り組んでいく必要がある。

- ・ 新任係長の人材育成

係長は、県職員としてのキャリア形成におけるファーストステップとなる役職であり、係長の育成は将来の県組織を牽引する人材の育成につながる。係長が生き生きとやりがいを感じながら働く姿は、若年層の職員のキャリア形成に良い影響を及ぼしていくものと考ええる。

任命権者においては、新任係長の人材育成及びサポート体制の充実に取り組み、チーム全体のパフォーマンス向上につなげていくことが重要である。

- b 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

- (a) 長時間労働の是正等

長時間労働の是正には、組織を挙げて強い姿勢で取り組む必要がある。

任命権者においては、定例的な業務により恒常的に長時間労働となっている場合と、災害対応等のように突発的に長時間の時間外勤務を命ぜざるを得ない場合とを区別した上で、その要因の整理・分析を行い、職員の負担軽減につながる取組を一層進めていく必要がある。

- (b) 教職員の働き方改革

教育の質を維持し、更に向上させていくためには、教職員が児童・生徒と十分に向き合う時間の確保・充実が必要不可欠であり、教職員が一丸となって働き方改革に取り組むことが重要である。

県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、効果的な取組を強力に推し進めるとともに、市町村教育委員会に対して、教職員の働き方改革が推進されるよう働きかけていくべきである。

校長等の管理職員が率先して業務の見直しや効率化・合理化を進め、教職員の勤務時間の適正化や負担軽減を行うことが極めて重要であり、加えて、学校組織のリーダーとして、教職員が働きやすい職場環境づくりを実行する役割が求められている。

また、県及び市町村教育委員会が主体となって、管理職員が学校内のマネジメントに注力できる体制を整備することも重要である。

- (c) 多様な働き方の推進及び仕事と生活の両立支援

働き方に関する選択肢の拡充は、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するものであり、任命権者においては、現行の制度について、その活用状況や職員のニーズを踏まえ、国や他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き検討し充実を図る必要がある。

(d) ハラスメント防止対策

管理職員をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、他者を尊重して、ハラスメントのない職場づくりに取り組む必要がある。

また、近年、社会問題化しているカスタマーハラスメントについても、職員の負担軽減を図ることで、本来の職務に注力できるよう、引き続き組織として対応するよう取り組む必要がある。

(e) メンタルヘルス対策

職員の心の健康の保持増進は、質の高い行政サービスを提供するために必要不可欠である。

管理監督者においては、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。また、任命権者においては、円滑な職場復帰のための支援などに着実に取り組んでいく必要がある。

(f) 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、適切な制度運用がなされるべきである。

休暇の日数、期間について、本県の任期の定めのない常勤職員との均衡を考慮し、不合理な取扱いとなっているものについては、早急に是正する必要がある。

c 公務員倫理の徹底について

県民の信頼を回復するためにも、職員一人ひとりが、自らの行動が県全体と県職員全体の信用に大きな影響を与えることを自覚し、公務内外を問わず行動を厳しく律する必要がある。

任命権者においては、これまで以上に職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について、徹底を図る必要がある。また、管理監督者は、職員の勤務態度や生活の異変を察知できるよう、風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

※ 詳細については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和6年10月)」を参照

③ 人事統計報告(地方公務員法第8条及び福岡県人事統計報告に関する規則(昭和27年福岡県人事委員会規則第7号))

令和6年4月1日現在の職員の人員、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額等の人事統計に関する報告書を作成した。

	適用人員 (人)	平均年齢 (歳)	平均経験年数 (年)	平均給与月額 (円)
全給料表	39,244	40.5	18.4	398,856
行政職給料表	8,987	41.0	19.1	381,632
医師職給料表	39	43.6	19.2	854,518
看護師職給料表	44	39.8	16.8	360,314
研究職給料表	344	42.4	19.9	447,922
特定獣医師職給料表	67	40.9	17.5	458,363
公安職給料表	11,077	39.5	18.4	389,549
教育職給料表(二)	5,349	43.5	21.4	439,306
教育職給料表(三)	13,330	39.7	16.9	399,188
特定任期付職員給料表	7	41.3	10.2	418,964

(2)初任給、昇格、昇給関係承認状況(令和6年度)

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条に係る承認件数は次のとおりである。

	知 事	教育委員会	警察本部長	計
件数	4	0	0	4

※ 39条:規則により難しい場合

5 労働基準監督関係業務

(1)事業場の区分

(令和7年3月31日現在)

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、厚生労働省福岡労働局と協議の上、県の各事業場について、労働基準法別表第1の号別決定を行っている。

① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第12号 〔教 育〕 〔調査研究〕	157	公文書館	教育センター	警察学校	
		職員研修所	体育研究所		
		消防学校	美術館		
		アジア文化交流 センター	図書館		
		保健環境研究所	社会教育総合セ ンター		
		高等技術専門校 (7)	英彦山青年の家		
		福岡障害者職業 能力開発校	少年自然の家 (2)		
		工業技術センタ ー(化学繊維研 究所を含む。)	九州歴史資料館		
		工業技術センタ ー研究所 (3)	中学校 (4)		
		農業大学校	高等学校(分校 を含む。)(94)		
		農林業総合試験 場	輝翔館中等教育 学校		
		農林業総合試験 場資源活用研究 センター	視覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(3)		
		農林業総合試験 場分場 (3)	聴覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(4)		
		水産海洋技術セ ンター	特別支援学校 (寄宿舎を除 く。)(14)		
		水産海洋技術セ ンター 研 究 所 (3)			

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
別表第1に 該当しない 官公署	129	本庁	教育庁本庁	警察本部	人事委員会事務局
		県税事務所(12)	教育庁教育事務所 (6)	自動車警ら隊	監査委員事務局
		東京事務所	夜須高原野外活動センター	鉄道警察隊	議会事務局
		パスポートセンター(支所を含む。)		機動捜査隊	選挙管理委員会(事務部局)
		女性相談支援センター		自動車運転免許試験場 (4)	労働委員会事務局
		消費生活センター		交通機動隊	海区漁業調整委員会事務局 (3)
		保健福祉環境事務所、保健福祉事務所(保護課、総務企画課医療扶助係、社会福祉課、監査指導課) (10)		高速道路交通警察隊	
		精神保健福祉センター		第一機動隊	
		児童相談所(保護課を除く。)(6)		第二機動隊	
		障がい者更生相談所		北九州市警察部	
		労働者支援事務所 (4)		福岡武道館	
		中小企業振興事務所 (4)		警察署(交番、駐在所、派出所を含む。)(36)	
		計量検定所			
		関西・中京事務所			
		農林事務所 (6)			
		農林事務所普及指導センター (8)			
		家畜保健衛生所 (4)			
計	286	90	137	51	8

② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第1号 (製造加工)	1			警察車両整備工場	
第3号 (土木建築)	31	筑後川水系農地 開発事務所 県土整備事務所 (三池港管理出張所 を含む。) (11) 県土整備事務所 支所 (4) ダム管理出張所 (13) 苅田港務所 流域下水道事務所			
第13号 (保健衛生)	30	保健福祉環境事 務所、保健福祉 事 務 所 (保 護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課を除く。) (11) 食肉衛生検査所 児童相談所保護 課 (5) 福岡学園 こども療育センタ ー新光園	視覚特別支援学 校寄宿舎 (3) 聴覚特別支援学 校寄宿舎 (2) 特別支援学校寄 宿舎 (6)		
計	62	50	11	1	0

(注) ()内の数は事業場数を示す。

(2)労働基準監督機関の職権行使

令和6年度中に地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準法及び労働安全衛生法等上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行使した件数は次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	0	2	3	0	5
宿日直許可	0	0	3	0	3
三六協定届	27	129	1	0	157
衛生管理者等選任報告	36	65	32	1	134
労働者死傷病報告	5	4	121	0	130
小型ボイラー設置報告	0	0	0	0	0
クレーン設置報告	0	0	0	0	0
機械等設置届	0	1	0	0	1

(3)事業場調査

勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の安全及び健康を確保し、良好な執務環境を形成することを目的として、人事委員会が労働基準監督機関としての役割を的確に果たすため、職権を行使する285事業場全てに対し、書面調査を実施し、その上で4事業場に対し現地調査を実施した。

6 服務、勤務時間関係業務

(1)職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており(地方公務員法第35条)、特別の定めとして「職務に専念する義務の特例に関する条例」があり、この条例及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」において、職員の職務専念義務を免除することができる場合を規定している。

令和6年度における規則第2条第13号の規定に基づく承認件数は、次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
体育競技大会参加	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

(2)勤務時間関係

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し、条例、規則又は運用通知に基づく承認、協議の件数は次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
夏季休暇の特例措置に係る承認協議	0	0	0	0	0

(3)勤務時間、休暇等に関する制度の改正

① 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(時間外勤務の免除を請求できる職員の範囲拡大)に伴い、規定の整備を行った(R7.4.1施行)。

② 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用通知の一部改正

福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正(定年年齢の段階的な引上げ)に伴う規定の整備を行った(R7.4.1施行)。

③ 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正

国の非常勤職員の取扱いに準じて、育児や介護に係る休暇の取得要件の緩和に係る規定の整備を行った(R7.4.1施行)。また、合理的な理由なく常勤職員と取扱いが異なる特別休暇について、取扱いを同じにするよう規定の整備を行った(R7.4.1施行)。

7 公平審査関係業務

職員が全力を挙げて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分である場合、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求関係

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が審査を行って事案を判定し、必要に応じて権限を有する当局に対し勧告を行う等の方法で、事案の解決に当たるものである。

措置要求の処理状況

区 分	令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数	令和6年度		令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数
		要求件数	処理件数	
計	0	2	0	2

(2) 不利益処分についての審査請求関係

不利益処分に関する審査制度は、職員から懲戒その他不利益処分についての審査請求があった場合に、人事委員会が事案を審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものである。

① 審査請求の処理状況

区 分		令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数	令和6年度		令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 給	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	分 限 免 職	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒 告	10	0	0	10
	減 給	2	0	0	2
	停 職	0	0	0	0
	懲 戒 免 職	2	0	0	2
その他（転任など）		1	0	0	1
計		15	0	0	15

② 令和6年度審理の開催状況

区分	準備手続	口頭審理	計
開催回数	0	0	0

③ 令和6年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
なし	なし

(3) 苦情相談関係

勤務条件に関する措置の要求や審査請求に至らないような職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する事項について、職員からの苦情相談業務を実施している。

令和6年度の相談件数は、次のとおりである。

① 任命権者別

任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	受託町	計
件数	12	15	6	2	35

② 相談内容

相談内容	勤務条件・服務	給与	任用	セクハラ・パワハラ	その他	計
件数	4	2	8	12	9	35

(4) 公平委員会事務受託関係

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。

これにより当委員会に公平委員会事務を委託している地方公共団体は、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町及び大刀洗町の7町である。

なお、令和6年度においては、上記町職員による不利益処分に関する審査請求はなされておらず、係属する事案もないが、勤務条件に関する措置の要求が1件なされたため、当該事案が継続中である。

8 職員団体関係業務

(1)管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲は、次のとおりである。

本 庁

(令和7年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 理事 事務局次長 法務監 副理事 課長 室長 副課長 参事 企画監 課長補佐 総務課の秘書係長
知 事 部 局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局長 秘書 室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 参事 監察監 企画監 広報 監 地域政策監 情報企画監 産業企画監 健康管理監 県政情報監 防 災危機管理専門監 監査指導監 建設監理監 課長補佐 室長補佐 監察 員 秘書室の参事補佐、企画主幹、主幹、係長、企画主査、指導主査、事 務主査及び各係の上席の主任主事又は主事 人事課の参事補佐、企画主 幹、主幹、係長、企画主査、指導主査、事務主査、主任主事及び主事 財 政課の予算担当の企画主幹及び企画主査 財産活用課の管理第一係長 総務事務厚生課の人事、服務又は公務災害補償担当の企画主幹又は企 画主査 総合政策課の総務係長 調査統計課の人事又は服務担当の企画 主幹又は企画主査 社会活動推進課の総務係長 保健医療介護総務課の 総務係長 福祉総務課の総務係長 環境政策課の総務係長 商工政策課 の総務係長 農林水産政策課の総務係長 県土整備総務課の総務係長 建築都市総務課の総務係長
教育委員会事務局	副教育長 教育監 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 参事 主 幹指導主事 主幹社会教育主事 服務監察監 人事管理主事 課長補佐 服務監察員 総務企画課の総務秘書係長、人事係長、企画主査及び人事 係の職員団体担当の事務主査並びに上席の主任主事又は主事 財務課 の給与係長及び企画主査 教職員課の福利・職員係長、市町村立学校係 長、県立学校係長、企画主査及び福利・職員係の職員団体担当の事務主 査並びに上席の主任主事又は主事
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補 佐 企画主幹 主幹 係長 企画主査 指導主査 事務主査
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 課長補佐 室 長補佐
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備 考

- 1 この表中「知事部局」とは、福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第2条第1号に規定する機関をいう。
- 2 知事部局の項中「課長補佐 室長補佐」とは、人事、服務又は庁中取締りについて課長若しくは室長又は副課長若しくは副室長を補佐するものをいう。
- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、教育委員会事務局のうち福岡県教育庁組織規則(平成30年福岡県教育委員会規則第1号)第20条に規定する教育事務所以外の機関をいう。

- 4 教育委員会事務局の項中「課長補佐」とは、人事、服務又は給与について課長又は副課長を補佐するものをいう。
- 5 教育委員会事務局の項中「企画主査」とは、秘書、人事、服務、給与又は職員団体を担当するものをいう。
- 6 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

出先機関

機 関	職
公 文 書 館	館長
職 員 研 修 所	所長 次長
県 税 事 務 所	所長 副所長 次長 課長
消 防 学 校	校長
東 京 事 務 所	所長 副所長 総務課長
パスポートセンター	所長 支所長
アジア文化交流センター	所長 副所長
女性相談支援センター	所長
消費生活センター	所長
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保 健 環 境 研 究 所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児 童 相 談 所	所長 副所長 里親・施設課長
福 岡 学 園	園長 児童自立支援監 庶務課長
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長
こども療育センター新光園	園長 副園長 事務長 経営管理課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長(大牟田及び小倉の高等技術専門学校に限る。)
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
中小企業振興事務所	所長
計 量 検 定 所	所長 次長 総務課長
関西・中京事務所	所長
工業技術センター	所長 副所長 企画管理部長 研究所長 総務課長 機能材料課長 庶務課長

機 関	職
農 林 事 務 所	所長 副所長 センター長 課長(北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、朝倉、久留米、飯塚、田川、南筑後及び八女の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。) 出張所長
農林業総合試験場	場長 センター長 副場長 副センター長 管理部長 企画部長 総務・普及部長 総務課長 分場長
農 業 大 学 校	校長 副校長 教務部長
家畜保健衛生所	所長 副所長 管理衛生課長
農地開発事務所	所長 副所長 課長
水産海洋技術センター	所長 副所長 研究所長 総務課長
県土整備事務所	所長 副所長 支所長 センター長 地域整備企画監 課長 室長 出張所長
港 務 所	所長 庶務課長
流域下水道事務所	所長 庶務課長
福岡県行政組織規則第二百六十条の二に規定する出先機関	副理事 参事
教 育 事 務 所	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 総務課長
教 育 セ ン タ ー	所長 副所長 副理事 部長 総務課長
体 育 研 究 所	所長
美 術 館	館長 副理事 副館長 総務課長
図 書 館	館長 副理事 副館長
社会教育総合センター	所長 副理事
英彦山青年の家	所長 総務課長
少 年 自 然 の 家	所長
九州歴史資料館	館長 副理事 副館長
県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長

(2)職員団体の登録等

ア 地方公務員法第53条の規定に基づく登録職員団体は、令和6年度末現在で14団体である。

イ 令和6年度における上記事務の処理状況は、新規登録0件、役員変更14件、規約変更0件、解散0件である。

[登録職員団体の状況]

(県関係)

(令和7年3月31日現在)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労福岡県職員労働組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	(含現業) 5,409
福岡県高等学校教職員組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	※ 315
福岡県教職員組合	S41.10.18 (S26. 7. 1)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	2,055
福岡県公立小中学校事務職員組合	S44. 8.18	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	35
福岡教育連盟	S47.11. 6	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	※ 514
福岡県教育管理職員協議会	S50. 2.25	福岡市博多区下川端町9番12号 福岡昭和通ビル5階	単一体	730
福岡県立学校事務職員組合	S58.11.25	執行委員長在任校 [小倉聴覚特別支援学校内]	単一体	※ 10
福岡県教職員労働組合	H26. 1.14	執行委員長の勤務校 [糸島市立長糸小学校内]	単一体	※ 285
福岡部活動問題レジスタンス	R4.9.16	代表在任校 [原中央中学校内]	単一体	※ 6

(受託町関係)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労芦屋町職員労働組合	S42.11.27	遠賀郡芦屋町中ノ浜4番16号	単一体	125
自治労水巻町職員労働組合	S43. 5.18	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内	単一体	121
自治労岡垣町職員労働組合	H 5.11.10	遠賀郡岡垣町大字野間1丁目1番1号 岡垣町役場内	単一体	※ 97
自治労鞍手町職員労働組合	H16. 7.29	鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2	単一体	※ 90
自治労小竹町職員労働組合	H18.12.28	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1 小竹町役場内	単一体	※ 82

(注)1 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日を示す。

2 ※は役員改選届の投票者数による。

人事委員会年報（令和6年度版）

■発行年月日 令和7年8月1日

■編集・発行 福岡県人事委員会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 643-3956